



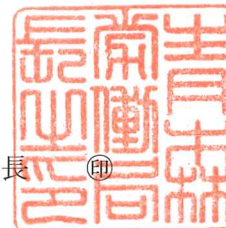
様式第8号

第二種計画認定通知書

青労認定第 2021009 号
令和 3 年 3 月 23 日

事業主の名称・氏名 社会福祉法人 報徳会
主たる事業所の所在地 青森県黒石市大字赤坂字池田 136 番地
代表者職氏名（法人の場合） 理事長 中村 裕可子 殿

青森 労働局長



令和3年3月9日付けをもって申請のあった専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（以下「法」という。）第6条第1項に基づく第二種計画について、これを認定する。
なお、法第7条第2項に基づき、法第6条第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことがある。

備考

- この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- 本認定に係る第二種計画を変更しようとするときは、労働局長の認定を受けなければなりません。
- 計画対象第二種特定有期雇用労働者との間の期間の定めのある労働契約の締結の場合における労働基準法第15条第1項に基づく労働条件の明示については、特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第5条の特例を定める省令に基づき、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第8条第2項の規定に基づき適用される労働契約法第18条第1項の規定の特例の内容に関する事項」について、原則として書面の交付による明示が必要となります。ただし、計画対象第二種特定有期雇用労働者が次のいずれかの方法によることを希望した場合には、当該方法とすることができます。
 - ファクシミリを利用してする送信の方法
 - 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）の送信の方法（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）また、本認定により、有期労働契約の期間中に無期転換申込権発生までの期間が変更となる場合には、速やかに特例の対象となる労働者にその旨を明示することが適切ですので、適切な対応をお願いします。